

## 浦添市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

浦添市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条第1項中「浦添市個人情報保護法施行条例」の次に「（令和4年条例第20号）」を加える。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則第2項中「（令和4年条例第20号）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。